

令和3年度埼玉県温室効果ガス排出削減セミナー

# 目標設定型排出量取引制度の現況と 令和元年度実績について

令和4年3月2日  
埼玉県環境部温暖化対策課

# 内容

- 1 制度における令和元年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況
- 2 低炭素電力の要件
- 3 目標削減率の緩和措置  
(中小企業等・医療施設・トップレベル)

## 1. 制度における令和元年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況

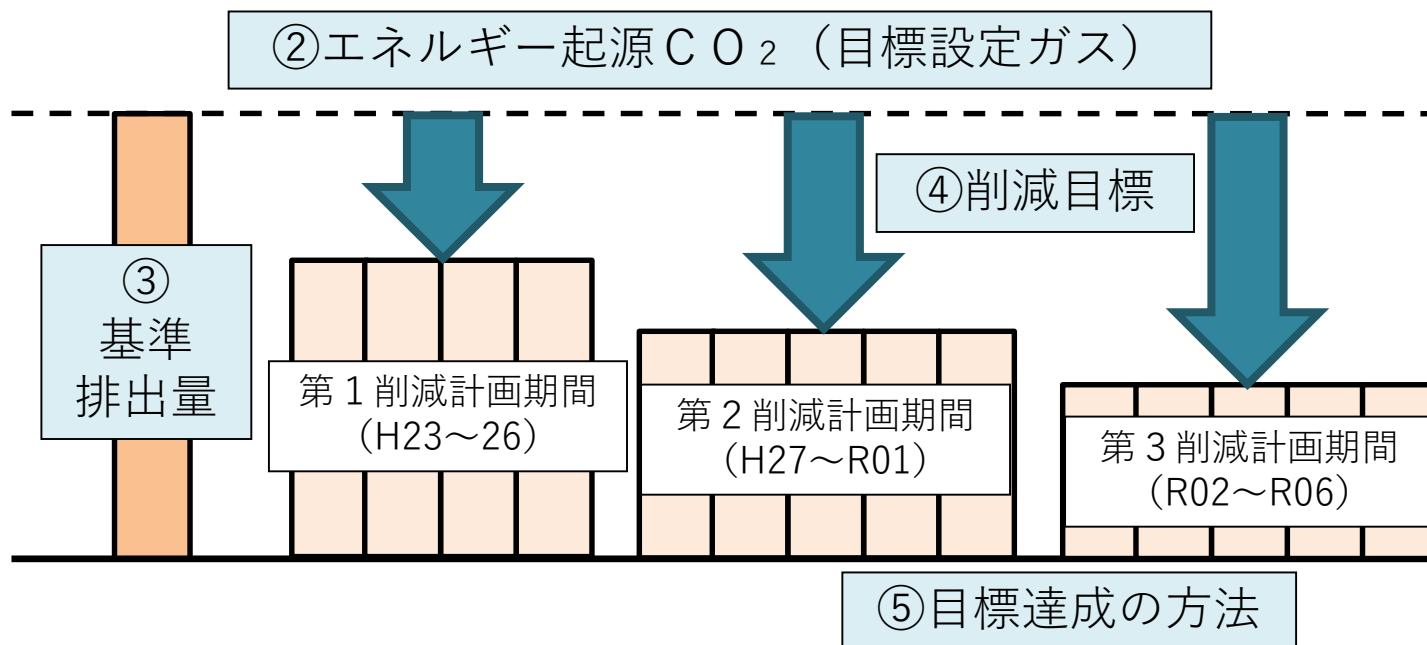
# 目標設定型排出量取引制度の概要

- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② エネルギー起源CO<sub>2</sub>（目標設定ガス）について
- ③ 基準排出量を基に
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

①大規模事業所  
(C事業所)



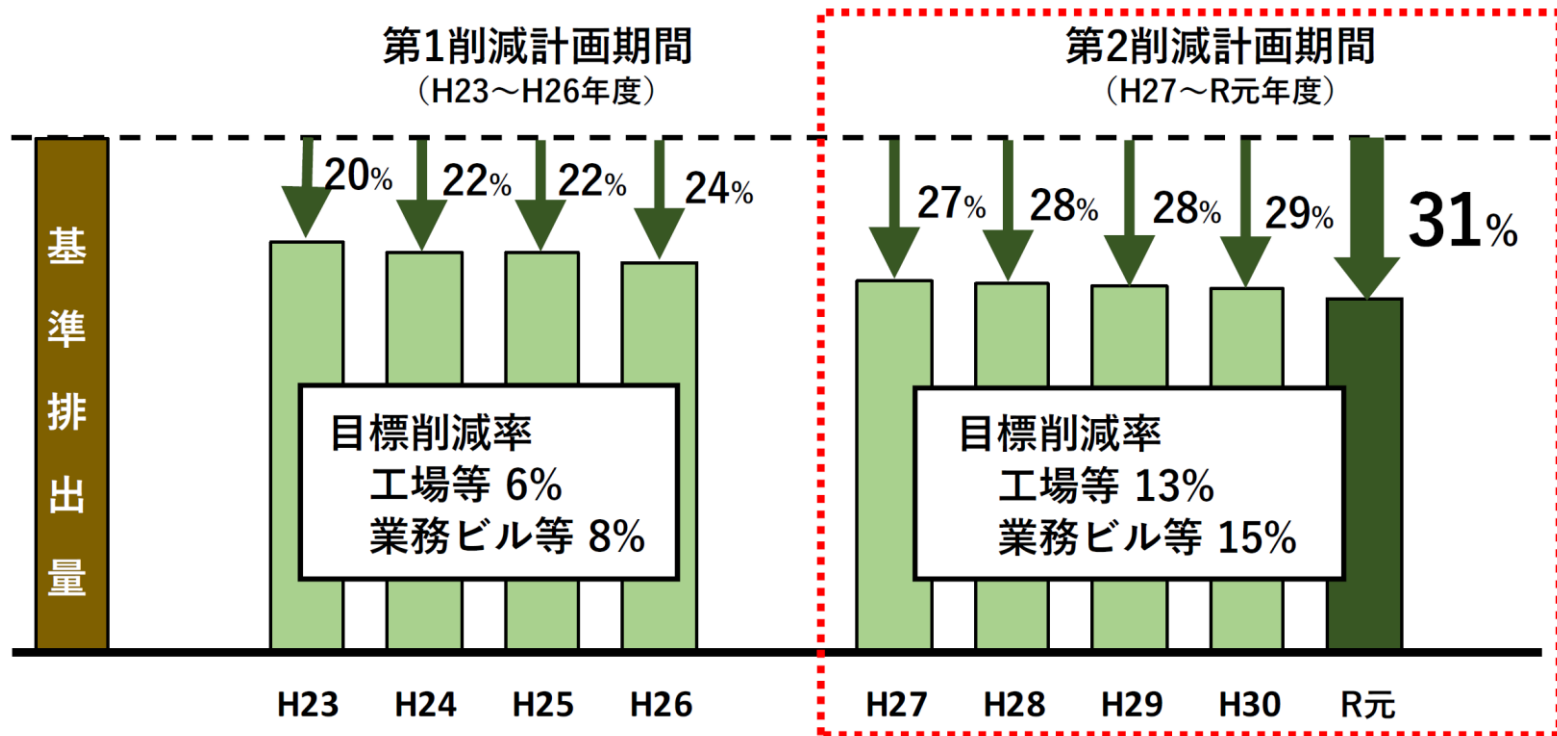
大規模事業所…  
原油換算で年間1500kL以上のエネルギー  
を3か年度連続して使用する事業所



## 1. 制度における令和元年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況

# 取組状況の推移（令和元年度実績）

- 令和元年度における大規模事業所全体のCO<sub>2</sub>削減率は**31%**
- 第2計画期間当初から、第1計画期間を上回る削減率で推移



【備考】 基準排出量や実績排出量は検証前の数値を含んでいるため、今後変動する可能性があります。

## 1. 制度における令和元年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況

# 令和元年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況について

- 自らの削減対策により **目標削減率以上**に削減したのは  
**473事業所**（全事業所の80%）

	目標削減率	基準排出量	H30年度排出量	基準排出量に対する削減率	事業所数	目標削減率以上の事業所数
第1区分 (業務ビル等)	15 (%)	167 (万t-CO <sub>2</sub> )	117 (万t-CO <sub>2</sub> )	30 (%)	169	<b>142</b> (84%)
第2区分 (工場等)	13 (%)	886 (万t-CO <sub>2</sub> )	614 (万t-CO <sub>2</sub> )	31 (%)	423	<b>331</b> (78%)
合計		1,054 (万t-CO <sub>2</sub> )	731 (万t-CO <sub>2</sub> )	<b>31</b> (%)	592	<b>473</b> (80%)

【備考】CO<sub>2</sub>排出量及び基準排出量は各事業所の合計値です。

また、基準排出量や実績排出量は検証前の数値を含んでいるため、今後変動する可能性があります。

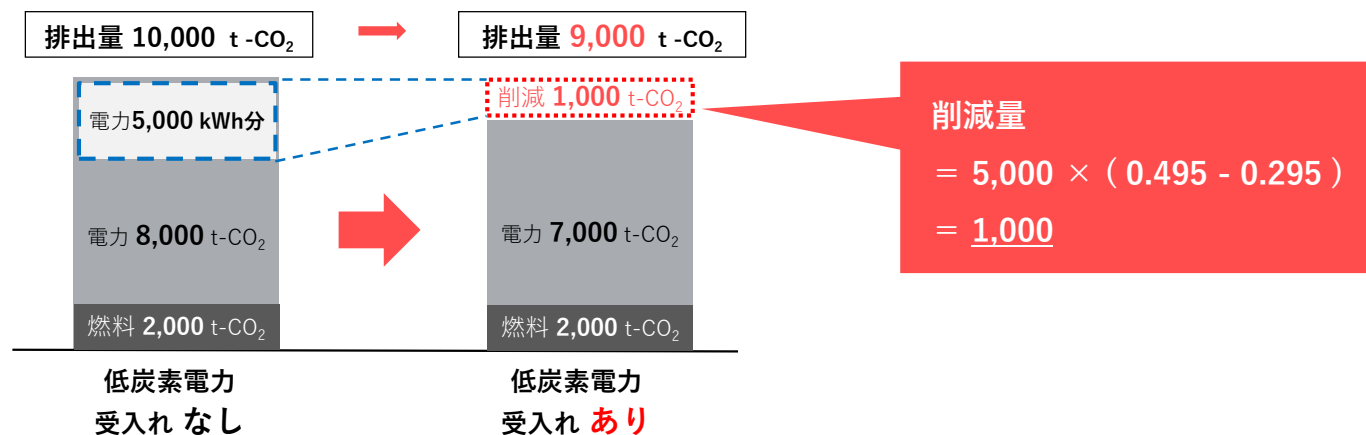
## 2. 低炭素電力制度の要件

# 低炭素電力の受入れによる削減量の算定

- 第3削減計画期間から、「**低炭素電力**」を受入れた場合に**排出削減量**として算定できる仕組みを導入
- 一定の要件を満たす場合、**電気の排出係数の違い**を削減量として算定

$$\text{削減量} = \text{低炭素電力の受入量} \times \left( \text{電気の固定排出量 } 0.495/\text{千kWh} - \text{受入れた低炭素電力の排出係数} \right)$$

(例) 排出量 10,000 t-CO<sub>2</sub> の事業所において、使用電力量のうち5,000 千kWhについて、低炭素電力（排出係数0.295/千kWh）を受入れた場合



## 2. 低炭素電力制度の要件

# 低炭素電力の要件

▶ 以下2つの要件を**両方とも**満たす電力が「低炭素電力」

### 要件

#### ◆要件1

電力メニュー  
(排出係数)  
に関する要件

電力メニュー(排出係数)について、  
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき国が公表する  
調整後排出係数が  
**0.37 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下** であること

#### ◆要件2

電気供給事業者  
に関する要件

電力メニューを供給する電気供給事業者について、  
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき国が公表する  
残差の排出係数が  
**0.495 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下** であること

※**注意点** 県への報告時は、国が公表する「速報値」による算定で構いません。  
ただし、要件該当の当否は「確報値」により判断します。

【備考】 国が公表する電気供給事業者別排出係数は、環境省のホームページ「算定方法・排出係数一覧」を御覧ください。

## 2. 低炭素電力制度の要件

# 低炭素電力の要件確認の注意点

### 低炭素電力の要件確認の例

電気事業者名	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /千kWh)		要件該当
① ▲▲(株)	メニューA	0.000	○
	メニューB	0.200	○
	メニューC	0.400	×
	メニューD(残差)	0.450	×
	(参考値)事業者全体	0.450	-
② ■ ■(株)	メニューA	0.000	×
	メニューB	0.200	×
	メニューC(残差)	<b>0.600</b>	×
	(参考値)事業者全体	0.600	-

電気供給事業者の残差は  
0.495 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下だが、  
電力メニューの  
0.37 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下が×

メニューA、Bは  
0.370 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下だが、  
電気供給事業者の残差  
0.495 t-CO<sub>2</sub>/千kWh以下が×

【備考】国資料から

- ・ (参考値) は、原則参考情報
- ・ ただし、メニュー別係数(残差)が公表されていない場合は、この参考値を用いて算定



### 3. 目標削減率の緩和措置

## 中小企業等における目標削減率緩和

- 第3計画期間から、**中小企業等**に対して目標削減率の緩和措置を導入  
適用期間：第3計画期間（令和2～6年度）
- **中小企業等**が設置する**大規模事業所**の**目標削減率を3/4に緩和**

#### ■ 緩和率

区分		目標削減率	
		緩和前	緩和後
第1	事務所、店舗等 (1-①区分)	22%	16.5%
	うち、他人から供給された熱の割合が2割以上 (1-②区分)	20%	15%
第2	工場、上下水道、 廃棄物処理施設等	20%	15%

#### ■ 対象

	分類	要件
①	中小企業者	中小企業者
②	組合等	協業組合 商工組合 商工組合連合会
③		事業協同組合 事業協同小組合 信用協同組合 協同組合連合会 企業組合
④		商店街振興組合、 商店街振興組合連合会
⑤		生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会
⑥	個人	個人

※ 第3計画期間の目標削減率（22%又は20%）が適用される事業所においてのみ緩和する。

### 3. 目標削減率の緩和措置

## 医療施設における目標削減率緩和

- 第3計画期間から、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設に対して、目標削減率を**2%緩和**する措置を新たに導入  
適用期間：第3計画期間（令和2～6年度）

#### 緩和率

区分		目標削減率	
		緩和前	緩和後
第1	事務所、店舗等 (1-①区分)	22%	20%
	うち、他人から供給された熱の割合が2割以上 (1-②区分)	20%	18%

#### 対象

医療施設	排出量
<ul style="list-style-type: none"><li>病院</li><li>診療所</li><li>助産所 (医療法に基づく)</li></ul>	医療施設からのエネルギー起源CO <sub>2</sub> の排出量が事業所全体の <b>2分の1以上</b> の場合

すべて満たす必要があります

※ 第3計画期間の目標削減率（22%又は20%）が適用される事業所においてのみ緩和する。

### 3. 目標削減率の緩和措置

## 優良大規模事業所（トップレベル事業所）認定

- 地球温暖化対策の推進が特に優れた事業所は、「優良大規模事業所（トップレベル事業所等）」として認定され、目標削減率を緩和

種類	目標削減率
トップレベル事業所 (地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所)	1/2
準トップレベル事業所 (地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所)	3/4

(認定には申請が必要です)

(参考) 認定事業者一覧

トップレベル	東京電力ホールディングス（令和2年度認定）
	レンゴー株式会社 八潮工場（令和2年度認定）
	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 北本工場（平成29年度認定）

### 3. 目標削減率の緩和

## 令和2年度トップレベル事業所 認定式の様子

(令和3年7月27日 認定式)

#### ■ レンゴー株式会社 八潮工場



- 平成27年度に県内初のトップレベル事業所認定
- 令和2年度に更新認定

#### ■ 東京電力ホールディングス



- 県内3事業所目のトップレベル事業所認定
- 令和2年度に初めての認定



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

(お問い合わせ先)

埼玉県環境部温暖化対策課

計画制度・排出量取引担当

電話 048-830-3043

電子メール a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー